

第二工場ごみ処理施設維持管理記録書【令和3年度（2021年度）】

1. 処分した廃棄物の種類及び数量（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目）

種類	号炉	処理量（t）												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
可燃ごみ	1号炉	4,116.01	4,392.33	4,202.06	2,179.75	4,489.75	2,288.37							21,668.27
	2号炉	4,272.20	4,334.44	3,430.00	4,577.91	4,395.56	2,505.52							23,515.63
	月合計	8,388.21	8,726.77	7,632.06	6,757.66	8,885.31	4,793.89							45,183.90

2. 燃焼室中の燃焼ガスの温度（℃）（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目）

測定位置	号炉	測定結果※1											維持管理基準値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
燃焼室出口	1号炉	890	887	862	862	838	853							800℃以上
	2号炉	919	888	877	883	866	884							

※1 測定の結果については、月の平均値とする。

※2 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

3. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（℃）（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目）

測定位置	号炉	測定結果※1											維持管理基準値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
ろ過式集じん器入口	1号炉	163	163	163	166	164	163							200℃以下
	2号炉	163	161	161	164	163	163							

※1 測定の結果については、月の平均値とする。

※2 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

4. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（ppm）（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目）

測定位置	号炉	測定結果※1											維持管理基準値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
煙突	1号炉	9	9	7	10	10	7							100ppm以下
	2号炉	5	6	6	8	10	8							

※1 測定の結果については、月の平均値とする。

※2 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

5. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日

（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目）

実施箇所	除去を行った年月日	
冷却設備	1号炉	稼働時連続機械除去
	2号炉	稼働時連続機械除去
排ガス処理設備	1号炉	稼働時連続機械除去
	2号炉	稼働時連続機械除去

6. ダイオキシン類の濃度

6-1. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目及びダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項に係る項目）

☆測定回数は年1回以上

測定位置	項目	測定結果					自主基準値	法令基準値
煙突	1号炉	測定年月日	5月10日	8月4日				
		結果報告年月日	6月24日	9月21日				
		n g-TEQ/m ³ N	0.000038	0.00014			0.016	0.1
	2号炉	測定年月日	5月11日	8月5日				
		結果報告年月日	6月24日	9月21日				
		n g-TEQ/m ³ N	0	0			0.016	0.1

6-2. 焼却灰等のダイオキシン類の濃度（ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項及び第二項）

☆測定回数は年1回以上

測定種別	項目	測定結果		自主基準値	法令基準値
溶融飛灰	測定年月日	6月10日			
	結果報告年月日	7月9日			
	n g-TEQ/g	1.4		3	3

測定項目	項目	測定結果		自主基準値	法令基準値
排水	採取年月日	5月13日			
	結果報告年月日	6月21日			
	μg-TEQ/l	0		10	10

測定項目	項目	測定結果		自主基準値	法令基準値
溶融スラグ	測定年月日	5月13日			
	結果報告年月日	6月21日			
	n g-TEQ/g	0.00013		1	3

7. 煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目）

☆測定回数は2か月に1回以上。

測定位置	項目	測定結果							自主基準値	法令基準値
煙突	1号炉	測定年月日	4月6日	5月7日	6月2日	8月3日	9月2日			
		結果報告年月日	4月27日	5月28日	6月29日	8月30日	9月28日			
		ばいじん	g/m ³ N	0.00057未満	0.00068未満	0.00070未満	0.00081未満	0.00061未満	0.01	0.04
		塩化水素	ppm	2.6	1.8	2.1	3.5	1.0	10	120
		窒素酸化物	ppm	12	13	15	17	14	30	180
		硫黄酸化物	m ³ N/h	0.030	0.031	0.013	0.038	0.019	10(ppm)	13.7
	2号炉	測定年月日	4月6日	5月7日	6月2日	8月3日	9月2日			
		結果報告年月日	4月27日	5月28日	6月29日	8月30日	9月28日			
		ばいじん	g/m ³ N	0.00060未満	0.00064未満	0.00075未満	0.00067未満	0.00066未満	0.01	0.04
		塩化水素	ppm	2.0	2.0	3.8	1.7	1.7	10	120
		窒素酸化物	ppm	14	19	16	14	18	30	180
		硫黄酸化物	m ³ N/h	0.017	0.029	0.047	0.021	0.013未満	10(ppm)	13.7

K値規制

K値規制

単位について

◇ ng（ナノグラム）…10億分の1グラム

◇ μg（ピコグラム）…1兆分の1グラム

◇ TEQ…毒性等量のこと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値

◇ m³N（立米ノルマル）…摂氏0度、1気圧の状態に換算した気体の体積